

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学の研究科の廃止								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン キンキダイガク 学校法人 近畿大学								
フリガナ大学の名称	キンキダイガク 近畿大学 (Kindai University)								
大学本部の位置	大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号								
大学の目的	教育基本法の本旨に則り、法学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学、社会学、国際学、情報学及び医学に関する学術の理論及び応用を深く研究教授し、人格を陶冶することを目的とする。								
新設学部等の目的	近畿大学法務研究科(法科大学院)は平成16年度の開設以来、入学者の減少に伴って定員を変更してきたが、入学者が定員の半分にも満たない状況となり、司法試験の合格率は全国平均の半分以下の状態が続いていた。今後さらに入学者が減少した場合、合格率を向上させることは困難と判断し、平成31年度から学生募集を停止した。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	専門職大学院
	法務研究科 [Graduate school of Legal Affairs] 法務専攻 [Course of Legal Affairs] 計	3 — (20) — (20)	— (20) — (20)	— — —	— (60) — (60)	法務博士 (専門職) [Juris Doctor degree]	平成31年4月 第1年次 (学生募集停止)	大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
	同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	(法人の沿革) 別添資料参照							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	—	講義	演習	実験・実習	計	— 単位			
教員	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
	新設分	法務研究科 法務専攻 専門職学位課程	教授 人	准教授 人	講師 人	助教 人	計 人	助手 人	兼任教員等 人
組織	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	法学研究科 法律学専攻 博士前期課程	(31)	(4)	(0)	(0)	(35)	(0)	(1)
概要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	法学研究科 法律学専攻 博士後期課程	(22)	(0)	(0)	(0)	(22)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	商学研究科 商学専攻 博士前期課程	(39)	(10)	(0)	(0)	(49)	(0)	(2)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	商学研究科 商学専攻 博士後期課程	(26)	(0)	(0)	(0)	(26)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程	(19)	(17)	(4)	(0)	(40)	(0)	(1)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程	(19)	(14)	(0)	(0)	(33)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 理学専攻 博士前期課程	(24)	(19)	(8)	(0)	(51)	(0)	(26)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 理学専攻 博士後期課程	(24)	(13)	(0)	(0)	(37)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 物質系工学専攻 博士前期課程	(4)	(6)	(1)	(0)	(11)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 物質系工学専攻 博士後期課程	(4)	(4)	(0)	(0)	(8)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 メカニクス系工学専攻 博士前期課程	(12)	(4)	(2)	(0)	(18)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 メカニクス系工学専攻 博士後期課程	(12)	(0)	(0)	(0)	(12)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 エレクトロニクス系工学専攻 博士前期課程	(19)	(18)	(6)	(0)	(43)	(0)	(1)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 エレクトロニクス系工学専攻 博士後期課程	(16)	(5)	(0)	(0)	(21)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 環境系工学専攻 博士前期課程	(21)	(8)	(0)	(0)	(29)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 環境系工学専攻 博士後期課程	(20)	(2)	(0)	(0)	(22)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 建築デザイン専攻 修士課程	(9)	(0)	(0)	(0)	(9)	(0)	(0)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 東大阪モノづくり専攻 博士前期課程	(5)	(1)	(1)	(0)	(7)	(0)	(4)
要	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	既設分	総合理工学研究科 東大阪モノづくり専攻 博士後期課程	(5)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等					兼 任 教 員 等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
			人	人	人	人	人	人	人
既設分	薬学研究科	薬科学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—	—
		(17)	(12)	(0)	(0)	(29)	(0)	(0)	
	薬学研究科	薬科学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—	—
		(7)	(0)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	
	薬学研究科	薬学専攻 博士課程	—	—	—	—	—	—	
	(12)	(13)	(6)	(0)	(31)	(0)	(2)		
	総合文化研究科	日本文学専攻 修士課程	—	—	—	—	—	—	
	(9)	(5)	(0)	(0)	(14)	(0)	(2)		
	総合文化研究科	英語英米文学専攻 修士課程	—	—	—	—	—	—	
	(5)	(3)	(0)	(0)	(8)	(0)	(7)		
	総合文化研究科	文化・社会学専攻 修士課程	—	—	—	—	—	—	
	(16)	(18)	(1)	(0)	(35)	(0)	(5)		
	総合文化研究科	心理学専攻 修士課程	—	—	—	—	—	—	
	(4)	(7)	(1)	(0)	(12)	(0)	(14)		
	農学研究科	農業生産科学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—	
	(6)	(7)	(2)	(0)	(15)	(0)	(0)		
	農学研究科	農業生産科学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—	
	(6)	(7)	(2)	(0)	(15)	(0)	(0)		
	農学研究科	水産学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—	
	(9)	(9)	(6)	(0)	(24)	(0)	(0)		
農学研究科	水産学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(9)	(9)	(6)	(0)	(24)	(0)	(0)			
農学研究科	応用生命化学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—		
(11)	(8)	(0)	(1)	(20)	(0)	(0)			
農学研究科	応用生命化学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(11)	(8)	(0)	(1)	(20)	(0)	(0)			
農学研究科	環境管理学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—		
(5)	(5)	(3)	(1)	(14)	(0)	(0)			
農学研究科	環境管理学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(5)	(5)	(3)	(1)	(14)	(0)	(0)			
農学研究科	バイオサイエンス専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—		
(7)	(2)	(3)	(3)	(15)	(0)	(0)			
農学研究科	バイオサイエンス専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(7)	(2)	(3)	(3)	(15)	(0)	(0)			
生物理工学研究科	生物工学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—		
(22)	(11)	(4)	(0)	(37)	(0)	(0)			
生物理工学研究科	生物工学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(21)	(0)	(0)	(0)	(21)	(0)	(0)			
生物理工学研究科	生体システム工学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—		
(14)	(9)	(5)	(0)	(28)	(0)	(3)			
生物理工学研究科	生体システム工学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(12)	(4)	(0)	(0)	(16)	(0)	(0)			
システム工学研究科	システム工学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—		
(33)	(22)	(3)	(0)	(58)	(0)	(5)			
システム工学研究科	システム工学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(23)	(4)	(0)	(0)	(27)	(0)	(0)			
産業理工学研究科	産業理工学専攻 博士前期課程	—	—	—	—	—	—		
(26)	(17)	(2)	(0)	(45)	(0)	(0)			
産業理工学研究科	産業理工学専攻 博士後期課程	—	—	—	—	—	—		
(21)	(8)	(0)	(0)	(29)	(0)	(0)			
医学研究科	医学系専攻 博士課程	—	—	—	—	—	—		
(68)	(25)	(1)	(0)	(94)	(0)	(1)			
	計	—	—	—	—	—	—		
	(717)	(345)	(73)	(10)	(1,145)	(0)	(74)		
	合 計	—	—	—	—	—	—		
	(717)	(345)	(73)	(10)	(1,145)	(0)	(74)		
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		—		—		—		
	(607)		(645)		(1,252)		大学全体		
	技 術 職 員		—		—		—		
	(2,004)		(190)		(2,194)				
図 書 館 専 門 職 員		—		—		—			
(17)		(10)		(27)					
そ の 他 の 職 員		—		—		—			
(18)		(14)		(32)					
計		—		—		—			
(2,646)		(859)		(3,505)					
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		
	校 舎 敷 地		—		—		—		
	運 動 場 用 地		—		—		—		
	小 計		—		—		—		
	そ の 他		—		—		—		
合 計		—		—		—			
校 舎		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用			
—		—		—		—			
講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設			
—		—		—		—			
室		室		室		室			
(補助職員 人)		(補助職員 人)		(補助職員 人)		(補助職員 人)			

専任教員研究室		新設学部等の名称			室数				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料	機械・器具	標本		
		冊	種	点	点	点	点		
	計	()	()	()	()	()	()		
図書館		面積		閲覧座席数		収納可能冊数			
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等							
		共同研究費等							
		図書購入費							
	設備購入費								
学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		
別途、学生健保共済会費、学部学生会費、校友会終身会費が必要									
学生納付金以外の維持方法の概要									
既設大学等の状況	大学の名称 近畿大学大学院								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	法学研究科	年	人	年次人	人		倍		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号
	法学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士(法学)	0.55	昭和45年度	
	博士後期課程	3	5	-	15	博士(法学)	0.20	昭和47年度	
	商学研究科								大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号
	商学専攻								
	博士前期課程	2	20	-	40	修士(商学)	0.52	昭和27年度	
	博士後期課程	3	5	-	15	博士(商学)	0.13	昭和45年度	
経済学研究科								大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
経済学専攻									
博士前期課程	2	20	-	40	修士(経済学)	0.20	平成元年度		
博士後期課程	3	5	-	15	博士(経済学)	0.00	平成3年度		
総合理工学研究科								大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
理学専攻									
博士前期課程	2	30	-	60	修士(理学)	1.49	平成11年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士(理学)	1.16	平成11年度		

大学等の名称	近畿大学大学院								所在地
	修業年限	入学定員	編入学員 年次人	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		
既設大学等の状況	総合理工学研究科								大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号
	物質系工学専攻								
	博士前期課程	2	40	-	80	修士(工学)	1.07	平成11年度	
	博士後期課程	3	2	-	6	博士(工学)	0.66	平成11年度	
	メカニクス系工学専攻								
	博士前期課程	2	25	-	50	修士(工学)	2.52	平成11年度	
	博士後期課程	3	2	-	6	博士(工学)	0.50	平成11年度	
	エレクトロニクス系工学専攻								
	博士前期課程	2	30	-	60	修士(工学)	1.58	平成11年度	
	博士後期課程	3	2	-	6	博士(工学)	1.16	平成11年度	
	環境系工学専攻								
	博士前期課程	2	15	-	30	修士(工学)	1.33	平成11年度	
	博士後期課程	3	2	-	6	博士(工学)	0.83	平成11年度	
	建築デザイン専攻								
修士課程	2	10	-	20	修士(建築学)	1.40	平成27年度		
東大阪モノづくり専攻									
博士前期課程	2	10	-	20	修士(工学)	0.45	平成16年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士(工学)	0.00	平成20年度		
薬学研究科								大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
薬科学専攻									
博士前期課程	2	15	-	30	修士(薬科学)	0.93	平成22年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士(薬科学)	1.83	平成24年度		
薬学専攻									
博士課程	4	3	-	12	博士(薬学)	1.74	平成24年度		
総合文化研究科								大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
日本文学専攻									
修士課程	2	4	-	8	修士(文学)	0.50	平成26年度		
英語英米文学専攻									
修士課程	2	3	-	6	修士(文学)	0.16	平成26年度		
文化・社会学専攻									
修士課程	2	8	-	16	修士(文化学(社会学))	1.43	平成26年度		
心理学専攻									
修士課程	2	6	-	12	修士(心理学)	0.91	平成26年度		

大学等の名称	近畿大学大学院								
	学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学員 定員 年次 人	収容定員 人	学位又は 称号	定員 超過率 倍	開設 年度	所在地
既設大学等の状況	農学研究科								奈良県奈良市中町 3327番204
	農業生産科学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士 (農学)	1.95	平成17 年度	
	博士後期課程	3	2	-	6	博士 (農学)	0.16	平成17 年度	
	水産学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士 (農学)	1.10	昭和61 年度	
	博士後期課程	3	4	-	12	博士 (農学)	0.08	平成元 年度	
	応用生命化学専攻								
	博士前期課程	2	14	-	28	修士 (農学)	1.85	昭和60 年度	
	博士後期課程	3	5	-	15	博士 (農学)	0.00	平成元 年度	
	環境管理学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士 (農学)	1.30	平成17 年度	
	博士後期課程	3	2	-	6	博士 (農学)	0.50	平成17 年度	
	バイオサイエンス専攻								
	博士前期課程	2	12	-	24	修士 (農学)	1.70	平成17 年度	
	博士後期課程	3	4	-	12	博士 (農学)	0.16	平成17 年度	
生物理工学研究科								和歌山県紀の川市西 三谷930	
生物工学専攻									
博士前期課程	2	16	-	32	修士 (工学)	1.12	平成9 年度		
博士後期課程	3	3	-	9	博士 (工学)	0.77	平成11 年度		
生体システム工学専攻									
博士前期課程	2	18	-	36	修士 (工学)	1.30	平成26 年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士 (工学)	0.33	平成28 年度		
システム工学研究科								広島県東広島市高屋 うめの辺1番	
システム工学専攻									
博士前期課程	2	45	-	90	修士 (工学)	1.18	平成17 年度		
博士後期課程	3	5	-	15	博士 (工学)	0.20	平成17 年度		
産業理工学研究科								福岡県飯塚市柏の森 11番6	
産業理工学専攻									
博士前期課程	2	30	-	60	修士 (工学)	0.51	平成25 年度		
博士後期課程	3	3	-	9	博士 (工学)	0.55	平成27 年度		
医学研究科								大阪府大阪狭山市大 野東377番2	
医学系専攻									
博士課程	4	45	-	180	博士 (医学)	0.51	平成20 年度		

既設大学等の状況	大学の名称		近畿大学							所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		
		年	人	年次人	人		倍			
	法学部						0.99		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
	法律学科	4	500	-	2,000	学士 (法学)	0.99	昭和25年度		
	経済学部						1.01		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
	経済学科	4	420	-	1,680	学士 (経済学)	1.03	平成15年度		
	総合経済政策学科	4	170	-	680	学士 (経済政策学)	0.98	平成15年度		
	国際経済学科	4	170	-	680	学士 (国際経済学)	1.01	平成18年度		
	経営学部						1.00		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
	経営学科		585	-	2,340		1.01			
	昼間主コース	4	425	-	1,700	学士 (経営学)	1.00	平成15年度		
	夜間主コース	4	160	-	640	学士 (経営学)	1.05	平成15年度		
	商学科	4	405	-	1,620	学士 (商学)	1.00	平成15年度		
	会計学科	4	175	-	700	学士 (会計学)	0.97	平成18年度		
	キャリア・マネジメント学科	4	175	-	700	学士 (キャリア・マネジメント学)	0.98	平成19年度		
	理工学部						1.00		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
	理学科	4	225	-	900	学士 (理学)	0.98	平成14年度		
	生命科学科	4	95	-	380	学士 (理学)	0.98	平成14年度		
	応用化学科	4	130	-	520	学士 (工学)	1.06	平成14年度		
	機械工学科	4	200	-	800	学士 (工学)	0.95	平成14年度		
	電気電子工学科	4	190	-	760	学士 (工学)	0.99	平成14年度		
	社会環境工学科	4	100	-	400	学士 (工学)	0.99	平成14年度		
	情報学科	4	-	-	-	学士 (工学)	1.03	平成14年度	※令和4年度より学生募集停止	
	建築学部						1.04		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
	建築学科	4	280	-	1,120	学士 (建築学)	1.04	平成23年度		
	薬学部						1.04		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
	医療薬学科	6	150	-	900	学士 (薬学)	1.03	平成18年度	6年制学科	
	創薬科学科	4	40	-	160	学士 (薬科学)	1.04	平成18年度	4年制学科	
	文芸学部						0.99		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
	文学科		180		720		1.01			
	日本文学専攻	4	120	-	480	学士 (文学)	1.03	平成元年度		
	英語英米文学専攻	4	60	-	240	学士 (文学)	0.99	平成元年度		

既設大学等の状況	大学の名称		近畿大学							所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		
		年	人	年次人	人		倍			
	文芸学部								大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
	芸術学科		115		460		0.95			
	舞台芸術専攻	4	50	-	200	学士 (文芸学)	0.95	平成元 年度		
	造形芸術専攻	4	65	-	260	学士 (文芸学)	0.94	平成元 年度		
	文化・歴史学科	4	140	-	560	学士 (文学)	1.01	平成元 年度		
	文化デザイン学科	4	80	-	320	学士 (文芸学)	0.99	平成28 年度		
	総合社会学部						1.02		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
	総合社会学科	4	510	-	2,040	学士 (総合社会学)	1.02	平成22 年度		
	国際学部						1.02		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
	国際学科	4	500	-	2,000	学士 (国際学)	1.02	平成28 年度		
	農学部						0.99		奈良県奈良市中町 3327番204	
	農業生産科学科	4	120	-	480	学士 (農学)	0.97	平成17 年度		
	水産学科	4	120	-	480	学士 (農学)	0.99	昭和33 年度		
	応用生命化学科	4	120	-	480	学士 (農学)	1.00	平成17 年度		
	食品栄養学科	4	80	-	320	学士 (農学)	1.01	昭和42 年度		
	環境管理学科	4	120	-	480	学士 (農学)	1.05	平成17 年度		
	生物機能科学科	4	120	-	480	学士 (農学)	0.93	平成17 年度		
	医学部						0.99		大阪府大阪狭山市大 野東377番2	
	医学科	6	112	-	672	学士 (医学)	0.99	昭和49 年度	令和2・3年度のための臨時定員変更(12) 令和3年度のための臨時定員変更(5)	
	生物理工学部						0.96		和歌山県紀の川市西 三谷930	
	生物工学科	4	90	-	360	学士 (工学)	0.99	平成5 年度		
	食品安全工学科	4	90	-	360	学士 (工学)	0.93	平成22 年度		
	遺伝子工学科	4	90	-	360	学士 (工学)	0.93	平成9 年度		
	生命情報工学科	4	80	-	320	学士 (工学)	0.99	平成22 年度		
	人間環境デザイン工学科	4	80	-	320	学士 (工学)	0.96	平成22 年度		
	医用工学科	4	55	-	220	学士 (工学)	0.96	平成22 年度		
	工学部						0.98		広島県東広島市高屋 うめの辺1番	
	化学生命工学科	4	85	-	340	学士 (工学)	0.89	昭和34 年度		
	機械工学科	4	100	-	400	学士 (工学)	0.94	昭和34 年度		
	情報学科	4	90	-	360	学士 (工学)	1.08	昭和37 年度		

既設大学等の状況	大学の名称	近畿大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	工学部								広島県東広島市高屋うめの辺1番
	建築学科	4	100	-	400	学士(工学)	1.00	昭和40年度	
	電子情報工学科	4	90	-	360	学士(工学)	1.02	平成4年度	
	ロボティクス学科	4	80	-	320	学士(工学)	0.94	平成4年度	
	産業理工学部						1.01		福岡県飯塚市柏の森11番6
	生物環境化学科	4	75	-	300	学士(工学)	0.93	平成16年度	
	電気電子工学科	4	65	-	260	学士(工学)	0.95	平成16年度	
建築・デザイン学科	4	90	-	360	学士(工学)	1.01	平成16年度		
情報学科	4	70	-	280	学士(工学)	1.11	平成16年度		
経営ビジネス学科	4	120	-	480	学士(経営ビジネス学)	1.02	平成16年度		
通信教育法学部						0.06		大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号	
法律学科	4	2,000	-	8,000	学士(法学)	0.06	昭和35年度		
大学の名称	近畿大学短期大学部								
	年	人	年次人	人		倍		大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号	
商経科 第2部	2	80	-	160	短期大学士(経営学)	1.10	昭和25年度		
通信教育部商経科	2	2,000	-	4,000	短期大学士(経営学)	0.17	昭和32年度		
大学の名称	近畿大学九州短期大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
生活福祉情報科	2	50	-	100	短期大学士(生活科学)	0.83	昭和41年度	福岡県飯塚市菰田東1丁目5番30号	
保育科	2	70	-	140	短期大学士(教育・保育学)	0.73	昭和41年度		
通信教育部生活福祉情報科	2	300	-	600	短期大学士(生活科学)	0.21	平成9年度		
通信教育部保育科	2	600	-	1,200	短期大学士(教育・保育学)	1.22	昭和53年度		
大学の名称	近畿大学工業高等専門学校								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
総合システム工学科	5	160	-	800	準学士(工学)	1.06	平成17年度	三重県名張市春日丘七番町1番地	

附属施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・名称：近畿大学病院 目的：医学分野における臨床教育、臨床研究、臨床試験の部分を担い、また地域に対する高度な医療の提供 所在地：大阪府大阪狭山市大野東377-2 設置年月：昭和50年5月 規模等：土地 1,970㎡，建物 88,288㎡ ・名称：近畿大学奈良病院 目的：医学分野における臨床教育、臨床研究、臨床試験の部分を担い、また地域に対する高度な医療の提供 所在地：奈良県生駒市乙田町1248-1 設置年月：平成11年10月 規模等：土地 164,545㎡，建物 47,245㎡ ・名称：近畿大学水産研究所 目的：水産生物の養殖に関する研究並びに学生の実験実習 所在地：和歌山県西牟婁郡白浜町3153 設置年月：昭和35年4月(白浜、大島、奄美、浦神、新宮、富山の6つの実験場を設置) 規模等：土地 218,146㎡，建物 19,443㎡ ・名称：近畿大学附属農場 目的：近代的農場経営並びに農学全般に関する教育研究 所在地：(湯浅農場)和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355番2 (生石農場)和歌山県有田郡清水町楠本1643番21 設置年月：昭和33年4月 規模等：土地 414,507㎡，建物 4,505㎡ 	
---------	---	--

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校は収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人近畿大学の沿革(概要)

大正	14	年	3	月	日本大学専門学校設立認可
昭和	14	年	4	月	日本大学専門学校を日本大学大阪専門学校と改称認可
"	15	年	2	月	財団法人日本大学より分離して財団法人大阪専門学院を設立認可
"	18	年	3	月	大阪理科大学設立認可
"	"	年	3	月	財団法人大阪専門学院を財団法人大阪理科大学と改称認可
"	22	年	4	月	大阪理科大学附属中学校設立(現 近畿大学附属中学校)
"	23	年	4	月	大阪理科大学附属高等学校設立(現 近畿大学附属高等学校)
"	24	年	2	月	財団法人大阪理科大学を財団法人近畿大学と改称認可
"	"	年	2	月	新学制により大阪理科大学、大阪専門学校を合併し、近畿大学設置認可、理工学部設置認可
"	"	年	3	月	商学部設置認可
"	25	年	3	月	法学部設置認可
"	"	年	3	月	近畿大学短期大学部設置認可
"	"	年	8	月	近畿大学附属幼稚園設置認可
"	26	年	2	月	学校法人近畿大学認可
"	27	年	3	月	大学院商学研究科、化学研究科設置認可
"	28	年	1	月	商経学部変更認可
"	29	年	2	月	薬学部設置認可
"	"	年	3	月	近畿大学附属小学校設置認可
"	32	年	3	月	近畿大学短期大学部通信教育部設置認可
"	33	年	1	月	農学部設置認可
昭和	34	年	1	月	工学部設置認可
"	35	年	1	月	通信教育部法学部設置認可
"	37	年	2	月	熊野高等専門学校設置認可(現 近畿大学工業高等専門学校)
"	38	年	4	月	近畿大学附属新宮女子高等学校設置認可(現 近畿大学附属新宮高等学校)
"	39	年	2	月	近畿大学附属御浜幼稚園設置認可
"	39	年	3	月	近畿大学附属豊岡女子高等学校設置認可(現 近畿大学附属豊岡高等学校)
"	40	年	3	月	嘉穂女子高等学校を本法人に設置者変更認可(現 近畿大学附属福岡高等学校)
"	41	年	3	月	第二工学部設置認可(現 産業理工学部)
"	"	年	3	月	近畿大学女子短期大学設置認可(現 近畿大学九州短期大学)
"	42	年	1	月	近畿大学豊岡女子短期大学設置認可(現 学校法人近畿大学弘徳学園近畿大学豊岡短期大学)
"	43	年	4	月	近畿大学女子短期大学附属菟田幼稚園設置認可(現 近畿大学九州短期大学附属幼稚園)
"	44	年	3	月	近畿大学豊岡女子短期大学通信教育部設置認可
"	45	年	3	月	大学院工学研究科、法学研究科設置認可
"	47	年	1	月	近畿大学青踏女子短期大学設置認可
"	47	年	3	月	大学院化学研究科設置認可
"	"	年	4	月	福山電波工業高等学校を本法人に設置者変更認可(現 近畿大学附属広島高等学校福山校)
"	49	年	1	月	医学部設置認可
"	50	年	5	月	医学部附属病院開設
"	51	年	4	月	近畿大学附属高等看護学校設置認可(現 近畿大学附属看護専門学校)
"	53	年	2	月	近畿大学女子短期大学通信教育部設置認可
昭和	54	年	3	月	近畿大学附属御浜幼稚園廃止
"	55	年	2	月	近畿大学豊岡女子短期大学児童教育研究所附属幼稚園設置認可(現 近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園)
"	"	年	3	月	大学院医学研究科、薬学研究科設置認可
"	58	年	3	月	近畿大学附属和歌山高等学校設置認可
"	59	年	12	月	近畿大学附属和歌山中学校設置認可
"	63	年	12	月	文芸学部設置認可
平成	元	年	3	月	大学院経済学研究科設置認可
"	3	年	1	月	近畿大学附属新宮中学校設置認可
"	"	年	12	月	近畿大学農学部国際資源管理学科、工学部電子情報工学科、機械システム工学科設置認可
"	4	年	3	月	大学院産業技術研究科設置認可
"	"	年	12	月	生物理工学部設置認可
"	6	年	3	月	近畿大学附属福山中学校設置認可
"	"	年	3	月	大学院文芸学研究科、工業技術研究科設置認可
"	7	年	11	月	近畿大学附属豊岡中学校設置認可
"	8	年	4	月	近畿大学附属高等看護学校を近畿大学附属看護専門学校に名称変更(各種学校から専修学校へ変更)
"	"	年	12	月	近畿大学大学院生物理工学研究科、生物理工学部遺伝子工学科、基礎機械工学科、近畿大学九州短期大学通信教育部生活情報科設置認可
"	10	年	1	月	近畿大学附属女子高等学校を近畿大学附属福岡高等学校に名称変更及び理数科(男女共学)設置認可
"	"	年	12	月	近畿大学大学院総合理工学研究科設置認可
"	11	年	3	月	近畿大学附属東広島高等学校、近畿大学附属東広島中学校設置認可
平成	11	年	4	月	近畿大学大学院化学研究科、工学研究科募集停止

	"	"	年 12 月	熊野工業高等専門学校を近畿大学工業高等専門学校に名称変更
	"	"	13 年 4 月	近畿大学青踏女子短期大学募集停止
	"	"	年 4 月	近畿大学法学部、商経学部、理工学部昼夜開講制導入に伴い法学部二部、商経学部二部、理工学部二部募集停止
	"	"	年 8 月	近畿大学理工学部学科改組認可
	"	"	14 年 7 月	近畿大学商経学部改組転換に伴う経済学部、経営学部設置認可
	"	"	年 10 月	近畿大学青踏女子短期大学廃止認可
	"	"	15 年 11 月	近畿大学法科大学院設置認可
	"	"	年 11 月	近畿大学豊岡短期大学及び近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園設置者変更認可(学校法人近畿大学弘徳学園)
	"	"	16 年 4 月	近畿大学九州工学部を産業理工学部に変更
	"	"	17 年 4 月	近畿大学農学部学科改組
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院農学研究科専攻改組
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院工業技術研究科をシステム工学研究科に改組
	"	"	18 年 4 月	近畿大学薬学部医療薬学科、創薬科学科、経済学部国際経済学科及び経営学部会計学科設置
	"	"	19 年 4 月	近畿大学経営学部キャリア・マネジメント学科設置
	"	"	年 4 月	近畿大学附属福岡高等学校通信制課程設置
	"	"	20 年 4 月	近畿大学法学部夜間主コース募集停止
	"	"	年 4 月	近畿大学文芸学部英語多文化コミュニケーション学科設置
	"	"	年 4 月	近畿大学医学研究科改組に伴い、医学系専攻設置
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院東大阪モノづくり専攻博士後期課程設置
平成	"	"	20 年 4 月	近畿大学附属看護専門学校助産学科設置
	"	"	21 年 4 月	近畿大学附属看護専門学校第1看護学科を看護学科に名称変更
	"	"	22 年 4 月	近畿大学附属小学校・幼稚園 大阪府東大阪市から奈良県奈良市へ移転(奈良県設置認可)
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻(修士課程)設置(薬学専攻(博士前期課程)募集停止)
	"	"	年 4 月	近畿大学総合社会学部設置
	"	"	年 4 月	近畿大学生物理工学部改組に伴い食品安全工学科、システム生命科学科、人間工学科、医用工学科設置
	"	"	23 年 4 月	近畿大学工業高等専門学校 三重県熊野市から三重県名張市へ移転
	"	"	年 4 月	近畿大学建築学部設置
	"	"	24 年 4 月	近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻(博士後期課程)設置(薬学専攻(博士後期課程)募集停止)
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院薬学研究科薬学専攻(博士課程)設置
	"	"	25 年 4 月	近畿大学大学院産業理工学研究科産業理工学専攻(修士課程)設置
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院産業技術研究科物質工学専攻(博士前期課程)、電子情報工学専攻(博士前期課程)、造形学専攻(博士前期課程)、経営工学専攻(博士前期課程)募集停止
	"	"	年 4 月	近畿大学附属福山高等学校を近畿大学附属広島高等学校福山校に名称変更
	"	"	年 4 月	近畿大学附属東広島高等学校を近畿大学附属広島高等学校東広島校に名称変更
	"	"	年 4 月	近畿大学附属福山中学校を近畿大学附属広島中学校福山校に名称変更
	"	"	年 4 月	近畿大学附属東広島中学校を近畿大学附属広島中学校東広島校に名称変更
	"	"	26 年 4 月	近畿大学大学院総合文化研究科日本文学専攻(修士課程)、英語英米文学専攻(修士課程)、文化・社会学専攻(修士課程)、心理学専攻(修士課程)設置
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院生物理工学研究科生体システム工学専攻(修士課程)設置
平成	"	"	27 年 4 月	近畿大学大学院生物理工学研究科電子システム情報工学専攻(博士前期課程)、機械制御工学専攻(修士課程)募集停止
	"	"	年 4 月	近畿大学大学院総合理工学研究科建築デザイン専攻(修士課程)設置 近畿大学大学院産業理工学研究科産業理工学専攻博士後期課程設置 近畿大学大学院産業技術研究科博士後期課程を募集停止 近畿大学附属福岡高等学校通信制課程を募集停止
	"	"	28 年 4 月	近畿大学大学院生物理工学研究科生体システム工学専攻博士後期課程設置 近畿大学大学院生物理工学研究科電子システム情報工学専攻博士後期課程募集停止 近畿大学国際学部国際学科設置 近畿大学文芸学部改組に伴い文化デザイン学科設置 近畿大学産業理工学部電気通信工学科を電気電子工学科に名称変更 近畿大学法学部政策法学科、文芸学部英語コミュニケーション学科を募集停止 近畿大学九州短期大学通信教育部保育科専攻科を設置
	"	"	29 年 4 月	近畿大学生物理工学部システム生命科学科を生命情報工学科に、人間工学科を人間環境デザイン工学科に名称変更
	"	"	30 年 4 月	近畿大学医学部堺病院を事業譲渡
	"	"	31 年 4 月	近畿大学農学部バイオサイエンス学科を生物機能科学科に名称変更 近畿大学医学部附属病院を近畿大学病院に、近畿大学医学部奈良病院を近畿大学奈良病院に名称変更 近畿大学大学院法務研究科募集停止 近畿大学留学生別科募集停止
令和	"	"	3 年 4 月	近畿大学附属看護専門学校助産学科募集停止

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

① 廃止する大学等の概要

・廃止する大学等

近畿大学法科大学院法務研究科

・入学定員及び収容定員

入学定員 20人 収容定員 60人

・当該大学等の所在地

大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

・学生募集の停止の時期

平成31年度

② 廃止の事由

法科大学院は入学者の減少等の状況に鑑み、平成31年度から学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する予定としていたが、令和2年度末をもって在籍する学生がいなくなり、再入学の可能性もなくなったため廃止する。

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
志願者数	70	33	46	56
入学者数	5	6	9	10

③ 学生の処遇

令和2年度以降に在籍する学生は存在しないため、廃止に伴う特別な対応は必要としない。

④ 教職員の処置

法科大学院の教員は近畿大学の学部等へ移籍もしくは退職し、事務職員は本学の執務に従事しているため、廃止に伴う特別な対応は必要としない。

⑤ 施設設備の処置

施設設備は、本学の設置学部・学科又は研究科・専攻で使用するため、廃止に伴う特別な対応は必要としない。

⑥ 学籍関係書類の保存方法

学籍関係書類は、法学部学生センターにおいて保管する。

⑦ 廃止の時期

令和3年5月25日

学則案及び変更事項を記載した書類及び変更部分の新旧対照表

1. 変更部分

近畿大学法科大学院学則を令和3年5月25日をもって廃止する。

2. 事由

近畿大学大学院法務研究科の廃止に伴い、当該研究科に係る学則を廃止する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、法理論と法実務を架橋する実践的な法学教育を行うことにより、高度で専門的な職業能力を有する法曹の養成に寄与することを目的とする。

2 本大学院は建学の精神に沿った教育理念を実践するため、人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記のとおり定めるものとする。

(課程・研究科・専攻)

第2条 本大学院は、専門職学位課程を置く専門職大学院とする。

2 本大学院に、法務研究科を置く。

3 法務研究科に、法務専攻を置く。

(修業年限)

第3条 本大学院の標準修業年限は、3年とする。ただし、法科大学院教授会（以下、教授会という。）が、所定の試験を経て、法律学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下、法学既修者という。）の修業年限は、2年とする。

(学生定員)

第4条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	専門職学位課程	
		入学定員	収容定員
法務研究科	法務専攻	20	60

第2章 教育課程

(教育内容・方法)

第5条 本大学院の教育は、理論と実務の架橋をめざし、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分も併せて実施するものとする。その実施にあたっては、少人数教育を基本とし、講義、事例研究、討論、調査、実務演習、その他の適切な方法により、これを行うものとする。

(履修方法)

第6条 本大学院における授業科目、単位数及び履修方法は、別表(1)のとおりとする。

(単位基準)

第7条 授業科目の単位は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については毎週1時間15週をもって1単位とする。

(授業科目等)

第8条 本大学院における授業科目の開設、配当、単位数、授業時数、その他学修に必要な事項は、教授会が定める。

(既修得単位等の認定)

第9条 教育上有益と認めるときは、入学前に修得した単位、他大学大学院において修得した単位、及び法学既修者につきすでに修得したとみなす単位については(第13条2項の規定により法学既修者について30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)、合計30単位を限度として、本大学院の修了に必要な単位として認めることができる。

第3章 成績評価及び課程修了

(成績評価)

第10条 授業科目を担当する教員は、本大学院における正規の授業を受け所定の授業科目を履修した者に対して、学期末又は学年末に成績評価を行うものとする。

2 成績評価はA+、A、B+、B、C+、C、Dの7段階で表示し、C以上を合格とする。ただし、科目「法学基礎」および実務基礎科目については、合否のみの判定をすることができる。

3 合格した授業科目について、所定の単位を与える。

(進級要件)

第11条 各年次への進級には、1年次から2年次については合計30単位以上、2年次から3年次については合計28単位以上を修得し且つ別に定める基準を満たす成績を修めなければならない。進級要件を満たさない者が当該年次に履修した科目の単位修得は、合否のみの判定をする実務基礎科目を除き、すべて無効とする。

2 同一学年の進級要件を、休学期間を除き2年間引き続いて充足しない者は、在籍資格を失う。ただし、次年度において著しい成績の向上が見込まれる者は、この限りでない。

(課程の修了)

第12条 本大学院に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者をもって、本大学院の課程を修了したものとする。

2 課程修了の認定は、教授会が行う。

3 第11条第1項後段(単位修得の無効)及び第2項(在籍資格の喪失)は、修了要件を満たさない者について準用する。ただし、第11条第1項後段(単位修得の無効)の準用について、3年次における成績が不良でないと認められる者は、この限りでない。

(修業年限・修了必要単位数等)

第13条 本大学院の課程の修了に必要な修得単位数(以下、修了必要単位数という。)は、次に掲げる各科目群に関する修了必要単位数を満たし、かつ合計102単位以上とする。ただし、(2)から(4)に掲げる科目群から合計32単位以上を修得しなくてはならない。

(1) 法律基本科目群から68単位以上

(2) 実務基礎科目群から14単位以上

(3) 基礎法学・隣接科目群から4単位以上

(4) 展開・先端科目群から12単位以上

2 法学既修者の修了必要単位数については、1 学年配当科目のうち所定の32単位を既に修得したものとみなし、合計70単位以上とする。

(最長在学年数)

第14条 本大学院における最長在学年数は、6年とする。ただし、法学既修者については、4年とする。

第4章 学位及びその授与

(専門職学位の授与)

第15条 本大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

(学位規程)

第16条 学位及びその授与については、本章のほか、近畿大学学位規程の定めるところによる。

第5章 教員組織及び運営機構

(法科大学院教員)

第17条 本大学院の教育を担当する者は、法科大学院設置基準の定める資格に該当する本学の教員（実務家教員を含む）をもってこれにあてる。

(教授会)

第18条 教授会は、本大学院の専任教授をもって構成する。

2 法科大学院院長（以下、学院長という。）は、前項にかかわらず学長の承認を得て、議題の内容に応じその都度、専任教授以外の教職員を教授会の審議に加えることができる。

3 前項に基づく教授会においては、教員の選考その他人事に関する事項について審議することができない。

4 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

(審議事項)

第19条 教授会は、教育研究に関する専門的な事項を審議する。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項並びに学長及び学院長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 授業科目担当者の選考に関する事項

(3) 学生の休学・復学・退学及び復籍に関する事項

(4) 成績評価に関する事項

- (5) 実践的教育に関する事項
- (6) 教育内容の改善のための教員の組織的研究及び研修に関する事項
- (7) 学生の補導に関する事項
- (8) その他大学院に関する事項

(会議の招集)

第20条 教授会は、学院長が招集して、その議長となる。

- 2 学院長にやむを得ない事故があるときは、あらかじめ定める本大学院の教授が学院長の職務を行う。

(定足数)

第21条 教授会は、構成員の半数以上の出席(委任状の提出を含む。以下同じ。)がなければ、会議を開くことができない。

- 2 人事についての会議は、構成員の3分の2の出席がなければ、これを開くことができない。

(議決)

第22条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数でこれを決し教授会の意見とする。なお、可否同数のときは否決とする。

- 2 人事については、出席構成員の3分の2の多数でこれを決し教授会の意見とする。

第6章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第23条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月20日までを前期とし、9月21日から翌年3月31日までを後期とする。

- 3 学長は、前項の後期開始日を変更することができる。なお、後期開始日を変更した場合は、その前日をもって前期の終了とする。

(休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日・国民の祝日・本学創立記念日(11月5日)
- (2) 春期休暇 3月20日から4月9日まで
- (3) 夏期休暇 7月21日から9月20日まで
- (4) 冬期休暇 12月21日から翌年1月9日まで

- 2 学長は、前項各号に規定する休業日を変更し、又は臨時休業の日を定めることができる。

第7章 入学・休学・復学・退学・除籍・再入学及び復籍

(入学)

第25条 入学時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第26条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 大学院に飛び入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 入学時に大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（入学者選抜）

第27条 本大学院の入学者選抜に関する基準、方法等は、教授会の定めるところによる。

（入学手続）

第28条 入学を許可された者は、指定された期日までに別表(2)に定める学費を納入するとともに、学生規程に定める手続に従い入学手続を完了しなければならない。

（休学）

第29条 病気その他やむを得ない理由で3ヵ月以上就学できない者は、その事実を証明する書類を添えて休学の許可を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することができる。
- 3 休学できる期間は、連続して2年以内、通算して修業年限以内とする。
- 4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。
- 5 休学中は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

（復学）

第30条 休学者は、休学の理由がやんだときは、復学の許可を願い出ることができる。

（退学）

第31条 本大学院を退学しようとする者は、退学届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

(除籍)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第14条に定める最長在学年数を超えた者
- (2) 第29条の第2項に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (4) 第11条第2項に該当する者

(再入学)

第33条 本学則第31条の規定によって退学した者が、再入学を願い出たときは、学年の始めに限り審査のうえ許可することがある。

2 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して本学則第14条に規定する最長在学年数を超えることができない。

(復籍)

第34条 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ復籍を許可することがある。

(強制休学)

第35条 校医が健康上の理由により修学が不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第8章 学費

(学費)

第36条 入学金、授業料、その他の学費の額は、別表(2)のとおりとする。

(学費の納付)

第37条 学費は、毎学期始め所定の期日までに納付しなければならない。ただし、事情によって別に定めるところによりこれを分納することができる。

2 学期の途中で退学した者又は除籍された者も、当該期分の学費を納入しなければならない。

(学費納入要項)

第38条 学費に付いては、この学則に定めるほか、別に定める学費納入要項による。

第9章 賞罰

(表彰)

第39条 品行方正で、学力優秀な者その他格別の功績があった者に対しては、これを表彰する。

(懲戒)

第40条 学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分にもとる行為のあった者に対しては、情状により、譴責、停学又は退学の処分を行う。

2 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第40条の2 前2条の表彰及び懲戒は、必要に応じ賞罰委員会又は大学協議会で審議するものとする。

2 賞罰委員会に関する事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 本大学院の一科目、又は複数科目を履修し、単位の修得を希望する者があったときは、選考のうえ、科目等履修生として許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 本学則に規定する入学資格を有し、かつ、外国公館の証明のある外国人学生は、選考のうえ入学を許可することがある。

(学則の準用)

第43条 特別の定めのない限り、学生に関する本学則の規定は、科目等履修生及び外国人留学生にこれを準用する。

第11章 奨学生

(奨学生)

第44条 学力優秀かつ品行方正で学生の模範と認められる者は、これを奨学生とすることができる。

2 奨学生に対しては、学費の全部又は一部を免除又は貸与する。

3 奨学生に関する事項は、別に定める。

第12章 教育・研究及び厚生施設

(教育・研究室)

第45条 学生の教育・研究指導を行うために教育・研究室を置く。

2 各学部、各大学院及び研究所の施設は、必要に応じて法科大学院学生の教育・研究指導のために用いることができる。

(厚生施設)

第46条 本大学院生は、本学の厚生施設を利用することができる。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

第1条 この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 平成17年度入学生(平成16年度入学生で留年をした学生を含む)に対しては、実務基礎科目群に関する修了必要単位は、10単位以上(必修科目8単位及び選択必修科目2単位を

含む) とする。

附 則 (平成20年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 7 月 1 日)

この学則の改正は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 4 月 1 日)

1 この学則の改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 別表(2)の改正は、平成27年度以降の入学生を対象とする。

附 則 (平成28年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成29年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年 4 月 1 日)

この学則の改正は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日)

この学則の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(1) 法科大学院授業科目表

授業科目	必修	選択
[法律基本科目群]		
憲法A (統治機構・人権総論)	2	
憲法B (人権各論)	2	
憲法演習A (基本的人権)	2	
憲法演習B (憲法訴訟)	2	

行政法 A (行政法總論)	2	
行政法 B (行政救濟法)	2	
行政法演習	2	
司法審查論演習		2
公法綜合		2
法學基礎 (憲法 A)	1	
法學基礎 (憲法 B)	1	
法學基礎 (行政法)		1
民法 A (總則・物權總論)	4	
民法 B (債權總論・擔保物權)	4	
民法 C (債權各論・家族法)	4	
民法演習 A (總則・物權總論)	2	
民法演習 B (債權總論・擔保物權)	2	
民法演習 C (債權各論・家族法)	2	
商法 A (會社法)	2	
商法 B (商法總則・商行為・手形法)	2	
商法演習 A (會社法各論 1)	2	
商法演習 B (會社法各論 2)	2	
民事訴訟法 A (第一審判決手續)	2	
民事訴訟法 B (上訴・複雜訴訟)	2	
民事訴訟法演習	2	
民事法綜合演習	2	
民法事例演習		2
法學基礎 (民法 A)	1	
法學基礎 (民法 B)	1	
法學基礎 (民法 C)	1	
法學基礎 (商法)	1	
法學基礎 (民事訴訟法)		1
刑法 A (總論)	2	
刑法 B (各論)	2	
刑法演習	2	
刑事訴訟法	2	
刑事訴訟法演習	2	
刑事法綜合演習	2	
刑事法事例演習		2
法學基礎 (刑法 A)	1	

法学基礎（刑法B）	1	
法学基礎（刑事訴訟法）		1
[実務基礎科目群]		
法曹倫理	2	
要件事実論	2	
民事訴訟実務の基礎	2	
刑事訴訟実務の基礎	2	
裁判制度の基礎		2
民事裁判と事実認定		2
公法系訴訟実務の基礎		2
民事弁護演習		2
模擬裁判		2
リーガルクリニック		2
エクスターンシップ		2
ビジネス法務実習		2
[基礎法学・隣接科目群]		
英米法		2
アジア法		2
法理学		2
比較法史		2
法社会学		2
会計学		2
[展開・先端科目群]		
環境法		2
環境法事例演習		2
租税法A（総論）		2
租税法B（各論）		2
租税法事例演習		2
知的財産法A（著作権・商標・不正競争）		2
知的財産法B（特許・実用新案・意匠）		2
知的財産法事例演習		2
知的財産法判例演習		2
実践企業法務		2
金融担保法		2
倒産処理法A（破産法）		2
倒産処理法B（倒産法制）		2

倒産処理法事例演習		2
経済法		2
労働法A（個別的労働関係法）		2
労働法B（集団的労働関係法）		2
労働法判例演習		2
労働法事例演習		2
消費者法		2
特別演習（民事執行・保全）		2
特別演習（企業活動におけるコンプライアンス）		2
特別演習（損害賠償責任法）		2
経済犯罪		2
国際法		2
国際法事例演習		2
国際私法		2
国際取引法		2
国際私法事例演習		2
英語法文書作成・講読		2

<履修方法>

- ① 法律基本科目群から68単位以上修得すること。
- ② 実務基礎科目群から14単位以上修得すること。
- ③ 基礎法学・隣接科目群から4単位以上修得すること。
- ④ 展開・先端科目群から12単位以上修得すること。
- ⑤ 合計102単位以上修得すること。ただし②から④に掲げる科目群から合計32単位以上を修得すること。

別表(2) 学費表

(単位 円)

研究科	費目	◎入学金	授業料	入学検定料
法務研究科		200,000	800,000	10,000 (複数回受験の場合も同額。)

備考 ◎印は入学年度のみ納入するものを示す。

上記以外に、学生健保共済会費、校友会終身会費が必要。(ただし、校友会終身会費は本学学園出身者で既に納めた者は不要。)

別記

近畿大学法科大学院 教育・研究の目的について

【法科大学院の教育研究の理念と目的、育成する人材像】

本学の建学の精神は、「実学教育」と「人格の陶冶」であり、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を教育の理念としています。本大学院もまた、この建学の精神および教育理念を尊重しつつ、高度で専門的な職業能力を有する、頼りがいのある法曹を育成することを目的とします。

【法科大学院の学習・教育目標】

法曹には豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等といった基本的資質が求められます。また、真剣に「正義」の意味を考え、その「正義」を他者に理論的に伝え、実践する能力が必要です。本大学院では、これらの資質を身につけるために、少人数教育を徹底して、学生の実力やニーズに応じたきめ細かで良質な教育を提供します。

本大学院では、時代の要請に応える新たな「実学重視」の法学教育をめざします。そして、理論と実務の架橋を重視しながら、実務の基礎を学び、現実に生起しうる法的問題に的確に対応できる総合的な法的能力を養うことを目標とします。

【法科大学院のカリキュラム編成上の特色】

本大学院に開講されている科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に分類されます。これらの分類から、適切に科目を選択して学修することにより、法曹として求められる能力を適切に身につけることができます。

多くの分野では、講義形式をも取り入れた基礎的な科目から、事例を題材として双方向・多方向的な議論を通じいっそうの能力の向上を図る「演習科目」や「総合演習」へと科目が展開されます。これによって、基本を重視しながら、段階を踏んで実際に生じうる法律問題に対応できる能力を身につけることが可能となっています。

これらの内容は、徹底した少人数教育のもとで身につけることとなります。その教育効果が十分に発揮されるよう、担任制やオフィスアワーによる手厚いサポートが行われています。

【その他の特色】

法務研究科の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。